

ワクチンの部のぶり 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンの項を次のように改める。

ぶり 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

動生剤基準のぶり 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.5 及び 3.4.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。